非常災害発生時の学校対応マニュアル~家庭掲示用~

1 災害・事故等の種類にかかわらず

午前7時の時点で全町あるいは 学区内が『停電』の場合



原則として『休校』

- 2 台風・大雨・大雪等の警報発令時の対応
- ① 児童が在宅時に『警報』発令の場合



原則として『出校』

- ・ただし、大型台風等で「暴風警報」等が出た場合、または「暴風警報」が出ることが予想される場合、メール配信の上、「休校」等の措置をとることがあります。
- ・学校からのメールの有無によらず、「**登校が危険」**と保護者の方が判断した場合は、**登校を見合わせる」** または「**登校を遅らせる」**などの措置をとってください。 (その場合、学校に連絡をお願いします。)

②児童が在宅時に『特別警報』発令の場合



原則として『休校』

③児童が在校中に『警報』発令の場合



状況を見て対応 『メール配信等で連絡』 (通常下校・保護者引き渡しのお願い を想定)

・警報発令時以外にも、**気象状況の急変や災害時、不審者情報(確定していない場合を含む)等の事故・事件発生時**には、「メール配信」で対応を連絡します。メールアドレス未登録の方に、電話連絡いたします。

④児童が**在校中に『特別警報』**発令の場合



原則として『保護者引き渡し』

- ・非常災害時には、メールも電話もつながりにくくなります。『特別警報』発令時には、学校からの連絡がなくても 学校に自主参集してくださるようお願いします。
- ⑤児童が在校中に大雨による『避難情報 警戒レベル3』 『氾濫警戒情報』、『洪水警報』発令の場合



3 地震発生時の対応

※この場合の「震度」は、報道機関発表の青森県北津軽地方の震度ではなく、中泊町の震度で判断します。

震度5弱以上

① 児童が在宅時に発生の場合

早朝発生→『当日休校』

夜間発生→『翌日休校』

②児童が在校中に発生の場合



原則として『保護者引き渡し』

・メールや電話がつながらない可能性があります。左記の「特別警報」発令時と同様に、学校からの連絡がなくても、お子さんの引き渡しのため、学校に自主参集してくださるようお願いします。

震度4以下

① 児童が在宅時に発生の場合



原則として『出校』

・ただし、「**登校が危険」**と保護者の方が判断した場合は、「**登校を見合わせる」**、または 「**登校を遅らせる**」などの措置をとってください。

(その場合、学校に連絡をお願いします。)

②児童が<mark>在校中に発生の場合</mark>



原則として『通常下校』

・周囲の状況により、「保護者引き渡し」の措置をとる場合もあります。 その場合は、「メール配信」等で対応を連絡します。

☆登下校中に地震等の災害が起きた場合について

様々な場面を想定して、緊急時の御家族の集合場所や避難場所、練習場所等の約束を決めておいてくださるようお願いします。

- ①学校に避難する。 ②自宅に戻る。 ③事前に決めた避難所に避難する。
- ④ J アラート対象地域となった場合
- ア) 登校前……自宅で待機(避難行動・避難姿勢をとる)
- イ) 登下校中…避難行動・避難姿勢をとる SB運転手さんの指示に従う など
- ウ)在校時……児童生徒の安全を確保 家庭と連携し安否確認 緊急メール配信

【連絡先】 ①こどまり学園 [(小) 64-2025] [(中64-2024)]

②平日の夜間、土日・祝日は、中泊町教育委員会教育課に連絡してください。[0173-57-2111]